

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 10 月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600206 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600091 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社において、平成 19 年 7 月に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び事業主の回答から、請求者は、請求期間において 5 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 7 月 10 日における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600200 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600093 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額を 1 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったが、B金融機関から提出された請求者に係る「要求払移動月報」によると、平成 17 年 7 月 29 日に、C社から 8,050 円が振り込まれていることが確認できる。

また、C社が提出した資料によると、平成 17 年 7 月 29 日に、同社が請求者に 1 万円の特別賞与を支払っていたことが確認できる。

このことについて、C社は、「A社は、当社の 100% 子会社であり、平成 17 年 7 月 29 日の振込は、当時、D グループに在籍していた従業員に支給した特別賞与である。当該特別賞与の計算及び支払は当社が担当しており、支払後に A 社に支払金額を請求していた。社会保険関係事務は、当社からの連絡を基に A 社が行っていたが、当該特別賞与については、当社からの連絡が漏れていた。」と回答していることから、請求者の請求期間の賞与については、A 社から支給されたものであると認められる。

また、請求者の同僚に係る「平成 17 年 賃金台帳一覧」によると、当該同僚は、所属が A 社

となっており、請求期間の賞与から支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、C社は、請求者に係る賃金台帳は残っていないが、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記「要求払移動月報」において確認できる振込日及びC社の回答から、平成17年7月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600201 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600094 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額を 1 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったが、B金融機関から提出された請求者に係る「要求払移動月報」によると、平成 17 年 7 月 29 日に、C社から 8,750 円が振り込まれていることが確認できる。

また、C社が提出した資料によると、平成 17 年 7 月 29 日に、同社が請求者に 1 万円の特別賞与を支払っていたことが確認できる。

このことについて、C社は、「A社は、当社の 100% 子会社であり、平成 17 年 7 月 29 日の振込は、当時、D グループに在籍していた従業員に支給した特別賞与である。当該特別賞与の計算及び支払は当社が担当しており、支払後に A 社に支払金額を請求していた。社会保険関係事務は、当社からの連絡を基に A 社が行っていたが、当該特別賞与については、当社からの連絡が漏れていた。」と回答していることから、請求者の請求期間の賞与については、A 社から支給されたものであると認められる。

また、請求者の同僚に係る「平成 17 年 賃金台帳一覧」によると、当該同僚は、所属が A 社

となっており、請求期間の賞与から支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、C社は、請求者に係る賃金台帳は残っていないが、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記「要求払移動月報」において確認できる振込日及びC社の回答から、平成17年7月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600193 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600092 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 51 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 12 月

ねんきん定期便により、請求期間の賞与について保険料が未納であることを知ったので、当時の勤務先である B 社に問い合わせたところ、請求期間の賞与の届出がなされていなかったことが判明した。その後、同社が改めて賞与支払届を提出し、年金事務所において当該期間の賞与に係る記録が追加されたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

しかし、所持する明細書において、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「給与支給明細書平成 17 年 12 月分賞与」において、厚生年金保険料控除額の記載が確認できる。

しかしながら、B 社は、「請求者の請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、同社から提出された「代理人宛ての文書」によると、平成 17 年 12 月分の賞与に係る厚生年金保険料等（5 万 7,167 円）を控除せず、当該金額を給与及び賞与等に加えた上で、代理人の指定口座に振り込む旨が記載されており、同社から同時に提出された「送金額内訳」及び「お振込受付明細表」においても、代理人への送金額には、控除しなかった厚生年金保険料等が含まれていることが確認できることから、同社は、請求者の請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。